

<添付資料 2>

本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、以下のリスク分担表に規定されるもののほかは、本市契約規則に規定する契約約款に準ずるものとする。

リスク分担表

リスクの種類	No.	リスクの内容例	負担者	
			市	事業者
契約リスク	1	議会による不承認等（協議、協定の不成立、契約の不成立、優先交渉権者の契約等の辞退）	※	※
住民対応リスク	2	本施設（付帯事業施設を除く。）を整備することそのものや本施設を用いた事業（付帯事業施設を除く。）を実施することそのものに対する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの	●	
	3	上記以外のもの（選定事業者が行う業務に対する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの）		●
備品更新リスク	4	備品の更新（付帯事業に起因するもの。）		●

※本市又は優先交渉権者は、基本協定の締結後であっても、基本協定に基づく必要な契約が成立するまでの間、相手方に書面で通知することにより、いつでも基本協定の効力を失わせることができるものとする。この場合において、本市は、優先交渉権者及び事業者に生じた損害について、賠償の責を負わないものとする。